

## 1 研究の目的

本研究は、現在の学校教育活動において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学んでいる場面をとらえ、そこから、これからのインクルーシブ教育システムの構築に必要な配慮や指導法を導き出すことを目的としている。

平成20年3月に告示された小学校・中学校の学習指導要領では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との「交流及び共同学習」の機会を設けることが総則に明確に示された。これらの教育活動は今後の共生社会の形成、とりわけ、障害者の権利に関する条約の批准・締結に関連して検討がなされているインクルーシブ教育システムの構築に深く関係するものとなる。

障害者の権利に関する条約の批准に向けた検討が行われる中、我が国において構築を目指すべきインクルーシブ教育システムの具体的な姿は、現時点で必ずしも明確になっていいるわけではない。その中で、現在の学校教育活動の「交流及び共同学習」において取り組まれている、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ際の、障害のある児童生徒への配慮や指導方法などの現状を把握し、そこから望ましい配慮や指導方法の在り方等を見出すことは、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けての重要な鍵となると思われる。

このことをふまえ本研究では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学んでいる現在の学校教育活動の状況についての実地調査等を実施し、そこで行われている配慮や指導に関して現状における成果及び課題点の整理を行うとともに、そこから得られる、今後のインクルーシブ教育システムの構築に向けた、障害のある児童生徒への望ましい配慮や指導方法等を、実践例として提示することを目的とした。

## 2 研究の背景

本研究の背景として、まず、本研究所がこれまでに実施した、「交流及び共同学習」及び「インクルーシブ教育システム」のテーマに関する研究についてその概略を述べる。

平成16～19年度に実施したプロジェクト研究の一部である「交流及び共同学習の推進に関する実際的研究」では、我が国における交流及び共同学習の歴史と経緯を概観し、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の実態調査（障害種、教科、時間数、教科書、評価方法等）を行っている。さらに、特別支援教育への制度改正の趣旨、及びインクルーシブ教育システムの構築を見通して、日本において障害のある児童生徒が学ぶ場の整備について、次の3つの観点が満たされることが、現行制度体制からのソフトランディングを意図した際に重要になると結論付けている。すなわち、①「一人一人の教育的ニーズ」に応じる形で、特別な指導が「多い～少ない」の連続体として提供できる学習形態の存在が必要であること、②共生社会の一員として生活をすること、つまり、同世代の児童生徒と同じ学習経験を経て育つ学習環境が整えられていること（特別支援学校と小・中学校の教育課程の連続性確保）、③「一人一人の教育的ニーズ」に応じた結果、「全

て特別な指導」となる場合の学習環境が整えられていること（特別支援学校の継続的存在）。この研究では「インクルーシブ教育システム構築」に取り組む際に着手すべき課題が示されたと言える。

さらに、平成21～22年度に実施した専門研究A「障害のある子どもの今後の教育についての基礎研究－インクルーシブ教育の構築に向けて－」では、障害のある児童生徒が小・中学校で学習する場合の配慮について障害種別に実地調査を行い、その内容の整理を行った。その結果、障害のある児童生徒への配慮は以下の3つの観点から整理できることを示した。すなわち、①情報保障への配慮、②環境の整備への配慮、③心理面での配慮、である。また、この研究では、諸外国のインクルーシブ教育システムに関する訪問調査（韓国、オーストラリア西オーストラリア州、カナダオンタリオ州）、及び制度の紹介（アメリカ、イギリス）を行っている。諸外国において、インクルーシブな学習環境で個々の教育的ニーズに応じたプログラムの提供を行う教育システムやその考え方、実際の指導上の工夫など、様々な情報が得られている。

上記の研究に加え、研究の背景として考慮すべき重要な点は、我が国における障害者の権利に関する条約の批准に関する動向である。本研究は、上記の研究の延長上に位置づく研究であるが、加えて、我が国において現在進行している、障害者の権利に関する条約の批准に関連した検討の状況を考慮しながら、研究を進める必要がある。特に、本研究で焦点をあてるのは、小・中学校において、障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒と共に学ぶ際に必要な、また望ましい配慮や指導である。これは、障害者の権利に関する条約における reasonable accommodation にあたるものであり、日本においては「合理的配慮」と訳され、その観点等が国から示されたところである。

また、平成24年7月23日に中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示され、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことをめざすべきであること、そしてそこでは、それぞれの子どもが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間をすごしつつ、生きる力を身につけていくかどうかが、最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要であることが述べられている。そして同報告書では前述のことに対応するため、「合理的配慮」の定義が示された。

本報告において「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合には個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。そして、障害者の権利に関する条約において「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれることに留意する必要があることも述べられている。個別の教育的ニーズの

ある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる柔軟な仕組みを整備することや、子ども一人一人の学習権を保障する観点からも、障害のある児童生徒への合理的配慮の提供は欠かせないことと言えるわけである。

本研究では、以上のこととふまえて、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある児童生徒に個別に必要となる「合理的配慮」の考え方に関する具体的な事例を示すことに取り組んだ。

### 3 研究方法

本研究では、研究の目的に沿って、以下の研究活動を行った。

#### (1) 実地調査

平成23年度から、小・中学校で障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ場面を探し、障害種毎の配慮等に関する実地調査を行った。現在、我が国では障害者の権利に関する条約の批准に必要な国内法の整備に関する検討や「インクルーシブ教育システムの構築」に向けての様々な施策展開が始まろうとする段階であるため、完成されたインクルーシブ教育システムという想定での調査を行うことは困難な状況であった。しかしながら、既に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の「交流及び共同学習」の学習場面や、通常の学級に障害のある児童生徒が在籍する場面は存在しており、これらの情報等を集めながら、今後のインクルーシブ教育システム構築において必要な配慮の観点や方向性を見出すことが可能であるとの見地に立って、実地調査に取り組んだ。

なお、実地調査を行う学校の選定にあたっては、障害種毎に、小・中学校の通常の学級に在籍する当該の障害を有する児童生徒、特別支援学級に在籍して通常の学級で交流及び共同学習をしている児童生徒の情報の収集に努めた。調査に際しては複数名の研究者（障害種毎）で学校を訪問し、実地調査を行った。

#### (2) 実地調査結果の検討

(1) の実地調査で得られた具体的な事例を通して、障害のある児童生徒への望ましい配慮の観点について、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）で示された、「合理的配慮」「基礎的環境整備」の観点にそって事例を整理した。

#### (3) 「合理的配慮」「基礎的環境整備」の観点について

本報告書では、平成24年7月23日公表された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の特別支援教育の推進（報告）」で示された「合理的配慮」にそって事例報告を作成した。

本報告書においても「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分とされているところで、検討をする際に重視しなければいけないことは、今ま

で「配慮」という概念で使っていた情報の保障、環境の整備、心理的な配慮、教科指導における配慮等の様々な内容のうち、「個別に必要とされるもの」をしっかりと踏まえ、同時に、現行の教育制度の中での様々な制度を確実・適切に整え活用していく基本として「基礎的環境整備」の状況も加味しなければならない点である。

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会より、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で報告された「合理的配慮」の観点と「基礎的環境整備」は次の通りである（表1、表2）。

表1 「合理的配慮」の観点

「合理的配慮」
<「合理的配慮」の観点（1）教育内容・方法>
<（1）－1 教育内容>
（1）－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
（1）－1－2 学習内容の変更・調整
<（1）－2 教育方法>
（1）－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
（1）－2－2 学習機会や体験の確保
（1）－2－3 心理面・健康面の配慮
<「合理的配慮」の観点（2）支援体制>
（2）－1 専門性のある指導体制の整備
（2）－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
（2）－3 災害時等の支援体制の整備
<「合理的配慮」の観点（3）施設・設備>
（3）－1 校内環境のバリアフリー化
（3）－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
（3）－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

表2 「基礎的環境整備」の観点

「基礎的環境整備」
(1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
(2) 専門性のある指導体制の確保
(3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
(4) 教材の確保
(5) 施設・設備の整備
(6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置
(7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
(8) 交流及び共同学習の推進

#### （4）事例検討における「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の根拠

研究前半期の平成23年度は、平成21～22年度の研究において整理した配慮である、情報の保障、環境等の整備への配慮、心理面での配慮、教科指導における配慮を中心に実地調査に取り組んだ。

平成24年度前半は平成23年度の調査を継続したが、その後、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会の検討状況を踏まえ、実地調査の観点を「合理的配慮」と「基礎的環境整備」に改め、実地調査の事例の整理を行った。実地調査の事例で採り上げた「合理的配慮」は、個々の子どもに対応していること、子どもが成長すること、現在の経費の状況、学習目標をふまえ、現段階では次の4点を満たしていることを確認し、本報告の事例報告として採り上げている。

1. 障害のある児童生徒について一般的に必要とされる配慮に留まることなく、個々の子どもの実態や教育的ニーズに焦点を当てた配慮が行われている。
2. 子どもの成長段階や状況の変化に応じて、合理的配慮について継続的に検討・修正しながら対応を行っている。
3. 既存の制度や現状での基礎的環境整備を有効に活用し、小・中学校の設置者の予算で対応できている。
4. 障害のある児童生徒に合理的配慮を行うことで、その子の学習目標の実現・達成に資している。

## 4 本研究報告書の活用にあたって

（1）本実地調査は、小学校、中学校で障害のある児童生徒が通常の学級で学習する場面に視点をあてての検討である。通常の学級の先生方が、現在の基礎的環境整備の中でどのような合理的配慮ができるかという視点で、事例報告が活用されることを想定して作成している。

（2）2年間の研究期間（平成23～24年度）の途中で、「合理的配慮」「基礎的環境整備」等は「新しい概念」として報告されたため、本報告の事例の合理的配慮の事例は、今後の新たな施策が展開する前の過渡期のものであることをご理解していただきたい。

## 引用

- 1 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」、中央教育審議会初等中等教育分科会、平成24年7月23日

## 参考

- 1 「交流及び共同学習」の推進に関する実際的研究、独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所、平成20年3月
- 2 障害のある子どもの今後の教育についての基礎研究－インクルーシブ教育システムの構築に向けて－、独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所、平成23年3月

## 5 合理的配慮と基礎的環境整備の実際

### ～小・中学校で学習している障害のある児童生徒の事例～

- (1) 視覚障害のある生徒の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）
- (2) 聴覚障害のある児童の事例
- (3) 知的障害のある児童の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）
- (4) 知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）
  - (2事例)
- (5) 肢体不自由のある児童生徒の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）（2事例）
- (6) 病気・身体虚弱の児童の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）
- (7) LDのある生徒の事例
- (8) ADHDのある児童の事例
- (9) 高機能自閉症のある児童生徒の事例（2事例）

本章では、平成24年7月23日公表された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会特別委員会）で示された、新しい概念である「合理的配慮」「基礎的環境整備」の区分に対応している箇所については、本文のタイトルの所に、「合理的配慮」や「基礎的環境整備」の該当項目整理を行うように努めた。しかしながら、調査事例によっては、代表的な項目のみ整理したものや、複数の要素を大くくりの整理として示しているものもあり、必ずしも全ての項目を表示することはできていない。

#### タイトルの記載例

- (1) ○○○○・・・・・ 【※合理（1）-1-2】
- (2) ○○○○・・・・・ 【※基礎（3）】